

第7章 その他届出等

第1 その他届出等

1 名称等変更届書

(1) 提出書類

細則様式第18号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

ア 事業所名称

イ 本社所在地

ウ 事業所所在地（住居表示変更の場合に限る。）

(3) 次の書類等を添付すること。

変更する内容を証する書類等

(4) その他

ア 人事異動等による代表者の交代については届出は不要とする。

イ 第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受けた場合は、法に承継の規定がないため、細則様式第18号「名称等変更届書」により届出することができる。

2 事故届書

(1) 提出書類

一般則様式第 58 「事故届書」

液石則様式第 57 「事故届書」

(2) 届出時期

高圧ガスに係る次の事故(液石法に係るものを除く。)が発生したときに、遅滞なく届出すること。

ア 所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

イ 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 事故の状況等について次の事項を記載した書面

1. 災害発生の日時
2. 災害発生の場所
3. 災害発生の原因
4. 高圧ガスの種類及び数量
5. 被害の程度
6. その他事故の状況等を把握するために必要な事項
7. 届出に関する連絡担当者